

静岡県において生及び乾椎茸の卸小売業を営む申立会社の営業損害について、平成23年10月から平成28年4月までの風評被害による逸失利益(原発事故の影響割合を平成23年10月から平成25年4月まで6割、平成25年5月から平成26年4月まで4割、平成26年5月から平成28年4月まで2割とし、既払金を控除した額。)と、平成23年10月から平成25年4月までの追加的費用が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金が、金8,404,944円であることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年12月7日

(仲介委員 比佐 守男)

別紙

令和〇年（東）〇号

申立人 X株式会社

損害項目	期間	金額
逸失利益（既払金控除後）	自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 28 年 4 月末日	7,824,474
追加的費用	自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 25 年 4 月末日	335,666
本件申立に関する弁護士費用		244,804
損害額合計		8,404,944